

安心して自分らしく暮らすために

成年後見制度について②

☎ 社会福祉課（本庁第2庁舎内） ☎ 88-5272

📍 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない人の権利や生活を守るための制度です。

📄 成年後見制度を利用するには？

家庭裁判所に申立てを行う必要があります。申立書、申立て事情説明書、親族の関係図、預貯金や不動産といった財産状況などの作成を行います。また、本人の戸籍謄本などをつけて裁判所へ届出ます。診断書や必要書類の準備に費用も発生します。家庭裁判所へ申立てると、補足資料の提出や調査などを経て審判があり、審判の確定後、登記を行い、成年後見人等の活動が開始となります。

👤 成年後見人等の選任について

成年後見人等は、本人にどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任します。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者などが選ばれる場合があります。

👤 申立てができる人

本人の判断能力について事前に医師の診断を受け、診断書に基づいて制度利用が必要な本人や4親等内の親族などが行うことができます。

🏠 そのほか

申立て書類の作成が難しい場合は、法律の専門家へ作成を依頼することもできます。成年後見制度や申立てに関しては市役所へ問い合わせください。

市長・林時彦の
時を駆ける

令和5年度を迎えて



令和3年の年頭市長あいさつでは、「しつかりとあいさつをして市民の皆さまを迎え、市役所全体が明るくなるようにお願いしたい」と言い、令和4年の年頭市長あいさつでは「できない、無理と言うのではなく、どうしたらできるのかを考えましょう」という話をしました。令和5年には、「職員一人ひとりが『市役所』を背負って仕事をしているという意識、『市役所』の代表であるという意識を持って頑張るって欲しい」とあいさつをしました。

それぞれの職員は市役所の代表として市民の皆さまと接する最前線に立っています。市民の皆さまからすると窓口で対応した職員が市役所のイメージとなるので、市長や部長ではなく、その職員が市役所を代表していることになりました。

ミスを防ぐための2重チェックについても同様です。職員一

人ひとりが最前線で業務をしながら最後の砦を守っているという意識を持っていないと、市民の皆さまから信頼を得ることはできないと思っています。また、職員が親身になって話をして問題を解決することで、市民の皆さまから信頼され、愛される市役所になると思います。

さて、3月議会では全会一致で令和5年度当初予算にかける議案を可決いただきました。今年度は、次の4つの視点を市政運営の基本的な考え方として予算編成しております。1つ目は「市民が暮らしやすい丹波市」、2つ目は「子育て世代・現役世代が魅力的に感じる丹波市」、3つ目は「帰ってこいよ・帰ってきた」と声かけ合える丹波市、最後に「子どもを産み育てる喜びあふれる丹波市」です。今後の市政運営にあたりましては、これらの視点を踏まえながらコロナ禍前の地域の賑わいを取り戻し「市民と企業が元氣な丹波市」の実現に向けて、市民の皆さまとともに、未来への夢を語れるまちづくりをめざしてまいります。

丹波市長 林 時彦